

平成25年12月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市職員の修学部分休業に関する条例及び茨木市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 2 茨木市待機児童保育室条例の一部改正について
- 3 茨木市営住宅条例の一部改正について
- 4 茨木市下水道条例等の一部改正について
- 5 茨木市青少年問題協議会に関する条例の全部改正について
- 6 茨木市火災予防条例の一部改正について
- 7 茨木市市民会館、茨木市福祉文化会館及び茨木市市民総合センターの指定管理者の指定について
- 8 茨木市立市民体育館、茨木市立中条市民プール及び茨木市立五十鈴市民プールの指定管理者の指定について
- 9 茨木市立東市民体育館の指定管理者の指定について
- 10 茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センターの指定管理者の指定について
- 11 茨木市駐車場の指定管理者の指定について
- 12 工事請負契約締結について（JR茨木駅東口駅前広場デッキ上部工事）
- 13 市営土地改良事業の施行について
- 14 平成25年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第2号）
- 15 平成25年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

(報告)

- 1 平成25年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 2 平成25年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

議案第 79 号	茨木市職員の修学部分休業に関する条例及び茨木市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
<p>○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容 地方公務員法の一部改正に伴い、部分休業の期間について定める規定を変更する。</p> <p>①茨木市職員の修学部分休業 修学に必要なと認められる期間として条例で定める期間は、2年とする。 (部分休業の期間：現行どおり2年)</p> <p>②茨木市職員の高齢者部分休業 高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。 (部分休業の期間：現行どおり5年)</p> <p>・ 施行日 平成26年4月1日</p>	
議案第 80 号	茨木市待機児童保育室条例の一部改正について 9 頁参照
<p>○ 待機児童の解消を図るため、西幼稚園の余裕教室を活用した「待機児童保育室」を新たに開設することに伴う所要の改正</p> <p>・ 改正内容</p> <p>①名称及び位置 茨木市待機児童保育室のぞみ 茨木市上穂積二丁目12番13号</p> <p>②対象児童 認可保育所への入所を待機している1・2歳児</p> <p>③定員 20人</p> <p>・ 施行日 公布の日</p>	

議案第 81 号	茨木市営住宅条例の一部改正について
<p>○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①公営住宅の入居者資格の規定に「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」の被害者を追加 ②引用する法律名の変更 <ul style="list-style-type: none"> (現 行)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 (改正後)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 ・ 施 行 日 平成 2 6 年 1 月 3 日 	
議案第 82 号	茨木市下水道条例等の一部改正について
<p>○ 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正する条例 <ul style="list-style-type: none"> ①茨木市下水道条例 ②茨木市公設浄化槽条例 ③茨木市水道事業給水条例 ・ 改正内容 <p>消費税法等の一部改正に伴い、下水道使用料、公設浄化槽使用料及び水道料金の算定方法を改めるとともに、経過措置について規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う使用料等の算定方法の改正 <p>使用した量等によって定められた額に乗じる率を 100 分の 105 から 100 分の 108 に変更する。</p> ②経過措置を規定 <p>施行日前から継続して使用している場合、施行日以後初めて行う検針による使用料等の算定については、旧税率を適用する。</p> ・ 施 行 日 平成 2 6 年 4 月 1 日 	

議案第 83 号

茨木市青少年問題協議会に関する条例の全部改正について

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の改正

・改正内容

地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、青少年問題協議会の組織等を定める条例を全部改正する。

①委員数

会長及び委員 24 人以内

②構成員（市長が委嘱し、又は任命する。）

ア 学識経験者

イ 関係団体を代表する者

ウ 市議会議員

エ 関係行政機関の職員

オ 市の職員

③委員の任期

2 年

④会長、副会長、会議及び専門部会について規定

・施行日 平成 26 年 4 月 1 日

議案第 84 号

茨木市火災予防条例の一部改正について

○ 消防法施行令の一部改正に伴う所要の改正

・改正内容

住宅用防災報知設備の規格について定める規定において、引用する号番号を変更する。

・施行日 平成 26 年 4 月 1 日

議案第 85 号	茨木市市民会館、茨木市福祉文化会館及び茨木市市民総合センターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 ①茨木市市民会館 ②茨木市福祉文化会館 ③茨木市市民総合センター</p> <p>○ 指定管理者 ①②③茨木市駅前四丁目 7 番 5 0 号 公益財団法人 茨木市文化振興財団</p> <p>○ 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日</p>	
議案第 86 号	茨木市立市民体育館、茨木市立中条市民プール及び茨木市立五十鈴市民プールの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 ①茨木市立市民体育館 ②茨木市立中条市民プール ③茨木市立五十鈴市民プール</p> <p>○ 指定管理者 ①②③神奈川県川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地 ソリッドスクエア西館 5 階 明治スポーツプラザ・日本空調サービスグループ</p> <p>○ 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日</p>	
議案第 87 号	茨木市立東市民体育館の指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 茨木市立東市民体育館</p> <p>○ 指定管理者 茨木市学園町 4 番 1 8 号 特定非営利活動法人 茨木東スポーツクラブ レッツ</p> <p>○ 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日</p>	
議案第 88 号	茨木市保健医療センター及び茨木市こども健康センターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 ①茨木市保健医療センター ②茨木市こども健康センター</p> <p>○ 指定管理者 ①②茨木市春日三丁目 1 3 番 5 号 一般財団法人 茨木市保健医療センター</p> <p>○ 指定の期間 平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日</p>	

議案第 89 号	茨木市駐車場の指定管理者の指定について
○ 施設の名称	<ul style="list-style-type: none"> ①茨木市 J R 駅前ビル駐車場 ②茨木市阪急茨木西口駐車場 ③茨木市総持寺自転車駐車場 ④茨木市別院町自転車駐車場 ⑤茨木市西駅前町自転車駐車場 ⑥茨木市南茨木駅前自転車駐車場 ⑦茨木市阪急茨木北口駐車場 ⑧茨木市モノレール宇野辺駅前自転車駐車場 ⑨茨木市阪急茨木東口駐車場 ⑩茨木市中央公園駐車場 ⑪茨木市 J R 茨木北駐車場 ⑫茨木市 J R 茨木西口駐車場 ⑬茨木市 J R 茨木南自転車駐車場 ⑭茨木市総持寺駅南駐車場 ⑮茨木市 J R 茨木駅東口自転車駐車場 ⑯茨木市モノレール沢良宜駅自転車駐車場 ⑰茨木市春日自転車駐車場 ⑱茨木市モノレール彩都西駅自転車駐車場 ⑲茨木市モノレール豊川駅自転車駐車場 ⑳茨木市モノレール阪大病院前駅自転車駐車場 ㉑茨木市 J R 駅前北自転車駐車場 ㉒茨木市南茨木駅北自転車駐車場 ㉓茨木市役所駐車場 ㉔茨木市松ヶ本町自転車駐車場 ㉕茨木市 J R 茨木駅前広場自転車駐車場 ㉖茨木市双葉町駐車場
○ 指定管理者	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番 4 3 号 ミディ総合管理株式会社
○ 指定の期間	平成 2 6 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日
議案第 90 号	工事請負契約締結について（J R 茨木駅東口駅前広場デッキ上部工事）
○ 契約の方法	指名競争入札
○ 契約の金額	1, 0 4 1, 1 2 0, 0 0 0 円
○ 契約の相手方	大阪市淀川区西中島三丁目 9 番 1 5 号 大鉄工業株式会社
	代表取締役社長 <small>かわち きよし</small> 河内 清
○ 工事場所	茨木市駅前一丁目地内
○ 工事内容	デッキ上部新設工事、電気設備工事、機械設備工事
○ 工事完了予定日	平成 2 7 年 3 月 1 3 日

議案第 91 号	市営土地改良事業の施行について
----------	-----------------

○ 平成 25 年 8 月発生 of 豪雨、9 月発生 of 台風 18 号により被災した農地の災害復旧事業の施行

- ・事業名 農林水産業施設災害復旧事業
- ・総事業費 67,000,000 円
- ・施行場所 茨木市大字泉原 625 番地ほか 42 か所
- ・事業期間 平成 25 年 12 月 18 日～平成 28 年 3 月 31 日
- ・根拠法 土地改良法第 96 条の 2 第 2 項

議案第 92 号	平成 25 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 2 号）
----------	-------------------------------

○ 補正額 1,062,590 千円（補正後 83,385,265 千円 - 補正前 82,322,675 千円）

（歳入）

- ・地方特例交付金 △1,746 千円
- ・地方交付税 340,640 千円
- ・分担金及び負担金 13,014 千円
- ・国庫支出金 617,359 千円
- ・府支出金 19,555 千円
- ・諸収入 73,768 千円

（歳出）

- ・人件費 293,804 千円
- ・物件費 175,879 千円
- ・扶助費 79,420 千円
- ・補助費等 △15,704 千円
- ・投資的経費 529,191 千円

・繰越明許費補正

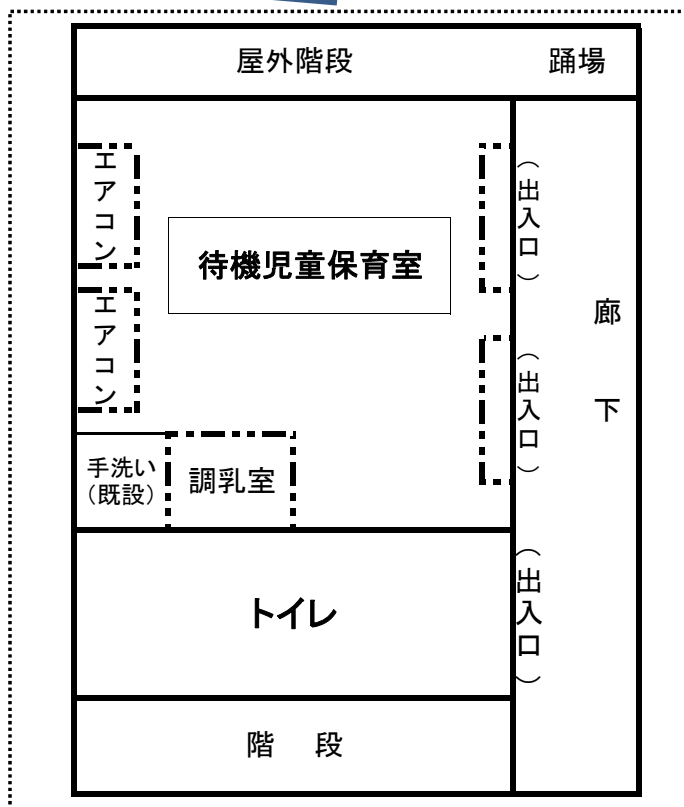
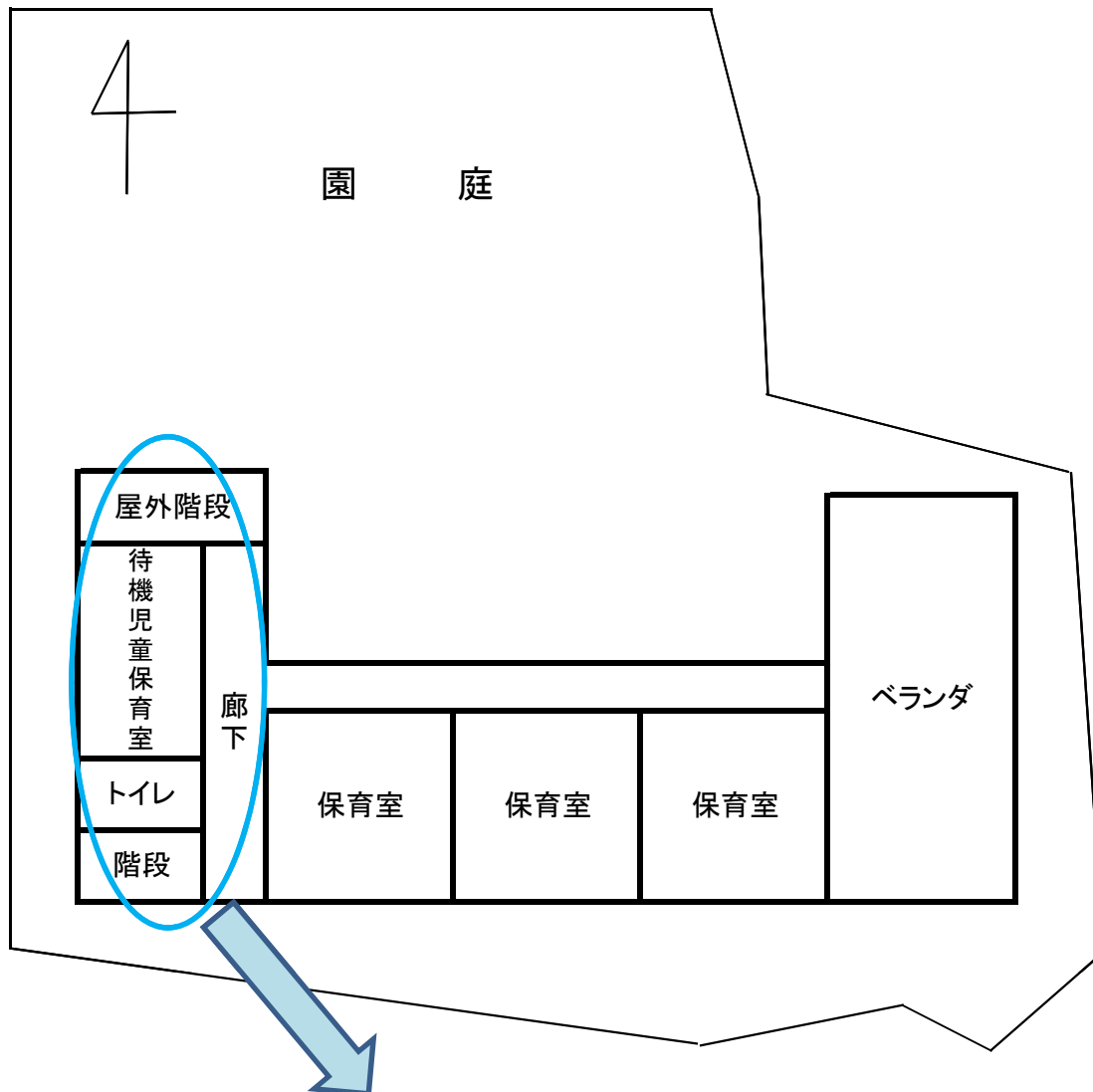
- （追加）道路照明・標識点検事業 53,700 千円
- （追加）交通安全施設点検事業 83,300 千円
- （追加）農林業施設災害復旧事業 67,000 千円

・債務負担行為補正

- （追加）①市税コンビニエンスストア収納事業 9,000 千円
- ②私立保育所建設補助事業 152,588 千円
- ③市民開放施設整備事業 2,430,400 千円
- ④指定管理者の指定を行う施設について、指定管理の期間及び指定管理料の限度額を設定する。
 - ・市民会館、福祉文化会館及び市民総合センター 1,120,000 千円
 - ・保健医療センター及びこども健康センター
施設管理経費 480,000 千円及び市が必要と認める事業実施経費
 - ・市民体育館、中条市民プール及び五十鈴市民プール並びに東市民体育館 705,000 千円

議案第 93 号	平成 25 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）		
<p>○ 補正額 59,044 千円（補正後 8,330,044 千円 － 補正前 8,271,000 千円）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料及び手数料 27,359 千円 ・ 国庫支出金 出金 $\Delta 9,768$ 千円 ・ 府支出金 府支出金 $\Delta 347$ 千円 ・ 市債 府支出金 41,800 千円 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業費 25,335 千円 ・ 合併処理浄化槽事業費 33,709 千円 ・ 普通建設事業費 $\Delta 38,315$ 千円 </td> </tr> </table>		<p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料及び手数料 27,359 千円 ・ 国庫支出金 出金 $\Delta 9,768$ 千円 ・ 府支出金 府支出金 $\Delta 347$ 千円 ・ 市債 府支出金 41,800 千円 	<p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業費 25,335 千円 ・ 合併処理浄化槽事業費 33,709 千円 ・ 普通建設事業費 $\Delta 38,315$ 千円
<p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料及び手数料 27,359 千円 ・ 国庫支出金 出金 $\Delta 9,768$ 千円 ・ 府支出金 府支出金 $\Delta 347$ 千円 ・ 市債 府支出金 41,800 千円 	<p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業費 25,335 千円 ・ 合併処理浄化槽事業費 33,709 千円 ・ 普通建設事業費 $\Delta 38,315$ 千円 		
報告第 21 号	平成 25 年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について		
○ 平成 25 年 9 月 30 日現在の財政状況の報告			
報告第 22 号	平成 25 年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について		
○ 平成 25 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告			

(仮称) 茨木市待機児童保育室「のぞみ」 平面図 (2階)



(主な内容)

- (1)開設予定地
茨木市立西幼稚園 2階
- (2)所在地
茨木市上穂積二丁目12番13号
- (3)定員
20人(1歳児:10人 2歳児:10人)
- (4)改修期間
平成26年3月(休園日等を予定)
- (5)その他
給食は、外部搬入方式を予定

平成25年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳入)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
9 地方特例 交付金	△ 1,746		△ 1,746	
10 地方交付税	340,640		340,640	普通交付税
12 分担金及び 負担金	13,014	13,014		農林災害復旧費分担金
14 国庫支出金	617,359	617,359		市民開放施設整備費補助金 569,600 障害児施設措置費等負担金 39,710 耕地等災害復旧費国庫補助金 26,828
15 府支出金	19,555	19,555		障害児施設措置費等負担金 19,855
20 諸 収 入	73,768	70,248	3,520	他市廃棄物処理手数料 33,000 印紙・証紙売りさばき収入 24,882
補 正 額 A	1,062,590	720,176	342,414	
補正前の予算額 B	82,322,675	28,221,624	54,101,051	
補正後の予算額 A + B	83,385,265	28,941,800	54,443,465	

平成25年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳 出)

(単位：千円・%)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
01 議 会 費	△ 9,034	△ 9,034					
02 総 務 費	438,876	418,927	19,078		△ 2,824	3,695	
03 民 生 費	33,174	△ 91,636	49,398	79,420	△ 2,722	△ 1,286	
04 衛 生 費	△ 53,428	△ 23,151	△ 25,572		△ 329	△ 4,376	
06 農 林 水 産 業 費	△ 1,034	1,216			△ 800	△ 1,450	
07 商 工 費	2,350	8,553	△ 1,345		△ 4,858		
08 土 木 費	624,863	18,813	140,716		△ 3,757	469,091	
09 消 防 費	△ 14,837	△ 5,932				△ 8,905	
10 教 育 費	△ 30,762	△ 23,952	△ 6,396		△ 414		
11 災 害 復 旧 費	72,422					72,422	
補 正 額 A	1,062,590	293,804	175,879	79,420	△ 15,704	529,191	
補正前の予算額 B	82,322,675	13,494,730	15,128,242	23,488,844	5,798,977	10,084,668	14,327,214
補正後の予算額 A + B	83,385,265	13,788,534	15,304,121	23,568,264	5,783,273	10,613,859	14,327,214

12月補正予算の内容について

1 基本方針

普通交付税等の歳入の追加及び事業費確定に伴う歳出の減額による財源を活用し、施設の危険箇所の現況調査や安全対策を重点的に措置するとともに、(仮称)待機児童保育室のぞみの開設や私立保育所建設補助事業の債務負担行為の設定により待機児童の解消を図る。台風18号などの暴風雨によって被災した施設の災害復旧経費も併せて措置する。

また、産・官・学・民の新たな交流拠点となる市民開放施設整備事業について債務負担行為を設定する。

2 主な内容

(1) 施設の危険箇所への対応

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
現況調査の実施等		137,000		137,000
道路照明、標識、交通安全施設の点検等の実施 【繰越明許費】	市が管理する道路照明、警戒・規制標識及び交通安全施設の破損状況調査を行うとともに、今後の維持管理のための修繕計画を策定する。	137,000		137,000
危険箇所の安全対策		74,325		74,325
カーブミラー等の修繕等	道路及び林道のカーブミラー等の腐食等による危険箇所について修繕等を行う。 カーブミラー (道路 林道) ガードレール (林道) 区域標示板	55,553		55,553
水路への除塵機設置に向けた調査及び浸水対策改修	豪雨時の浸水対策として、主要水路に除塵機を設置するための設計委託を行うとともに、対策が必要な箇所において改修を行う。 除塵機設置：郡三丁目水路、中穂積水路(2箇所)、東太田三丁目水路 水路改修：東太田三丁目水路	7,875		7,875
青少年野外活動センター内施設の修繕	青少年野外活動センターのピクニックエリア木道及び展望台の腐食による危険箇所について修繕を行う。	10,897		10,897
合 計		211,325		211,325

(2) 台風18号など自然災害への対応

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
農林業施設		52,000	39,842	12,158
農林業施設災害復旧事業 【繰越明許費】	平成25年8月豪雨及び平成25年9月に発生した台風18号により被災した農地の災害復旧を行う。 【歳入】 耕地等災害復旧費補助金(国) 災害復旧費受益者分担金	52,000	39,842	12,158
道路		20,422		20,422
道路災害復旧事業	平成25年9月に発生した台風18号により被災した道路の災害復旧を行う。	20,422		20,422
その他公共施設		11,220		11,220
忍頂寺スポーツ公園斜面の復旧	平成25年9月に発生した台風18号により土砂崩れを起こしたグラウンドフェンス外側斜面の現状復旧工事を行う。	5,220		5,220
小学校プール常設テントの復旧	平成25年9月に発生した台風18号により福井小学校のプールの常設テントが破損したため、修繕を行う。	6,000		6,000
合 計		83,642	39,842	43,800

(3) 子育て環境の整備

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
待機児童の解消に向けての取り組み		6,555		6,555
待機児童保育室の開設	市立西幼稚園の余裕教室を改修し、「(仮称)待機児童保育室のぞみ」を開設する。〔平成26年4月開設予定〕	6,555		6,555

(単位:千円)

待機児童の解消に向けての取り組み(つづき)		事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
私立保育所への建設補助 【債務負担行為】	私立保育所の新設に係る建設費へ補助を行う。 〔限度額〕 152,588千円 〔期 間〕 平成25年度～平成26年度 〔場 所〕 東太田一丁目	—		—

(4) 国補助金を活用して実施する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
新たな交流拠点の整備		569,600	569,600	
市民開放施設の整備	立命館大学と産・官・民の新たな交流拠点となる市民開放施設の整備費を負担する。また、平成26年度以降の事業費について、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 【歳入】 社会資本整備総合交付金 (国) 【債務負担行為】 〔限度額〕 2,430,400千円 〔期 間〕 平成26年度～平成27年度	569,600	569,600	

(5) 年度末までに不足する経費

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
利用者数増などに伴う経費の追加		90,420	59,565	30,855
障害児通所給付費	放課後等デイサービス等の利用者数の増加に伴い、障害児通所給付費を追加する。 【歳入】 障害児施設措置費等負担金 (国)(府)	79,420	59,565	19,855
細街路等整備事業補助金	申請件数の増加に伴い、細街路等整備工事に対する補助金を追加する。	11,000		11,000

(6) 繰越明許費、債務負担行為の補正

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
繰越明許費		
道路照明・標識点検事業	対象となる施設数が多いことなどから調査等に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	53,700
交通安全施設点検事業	対象となる施設数が多いことなどから調査等に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	83,300
農林業施設災害復旧事業	被災件数が多いことなどから工事等に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	67,000
債務負担行為		限度額
市税コンビニエンスストア収納事業	市税のコンビニエンスストア収納において、現行の軽自動車税に加え平成26年4月から個人市府民税、固定資産税等を拡充することに伴い、事前準備が必要となることから債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 〔期間〕平成25年度～平成26年度 〔限度額〕9,000千円 現行：軽自動車税 拡充：個人市府民税(普通徴収)、固定資産税、都市計画税	9,000
私立保育所建設補助事業	私立保育所建設補助事業について、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 〔期間〕平成25年度～平成26年度 〔限度額〕152,588千円 〔場所〕東太田一丁目	152,588
市民開放施設整備事業	市民開放施設整備事業について、債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 〔期間〕平成26年度～平成27年度 〔限度額〕2,430,400千円	2,430,400

(単位:千円)

債務負担行為(指定管理料)		限度額
市民会館、福祉文化会館及び市民総合センター指定管理料	市民会館、福祉文化会館及び市民総合センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期 間〕平成26年度～平成30年度 〔限度額〕1,120,000千円	1,120,000
保健医療センター及びこども健康センター指定管理料	保健医療センター及びこども健康センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期 間〕平成26年度～平成30年度 〔限度額〕施設管理経費480,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費480,000千円及び市が必要と認める事業実施経費
市民体育館、中条市民プール及び五十鈴市民プール並びに東市民体育館指定管理料	市民体育館、中条市民プール及び五十鈴市民プール並びに東市民体育館の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期 間〕平成26年度～平成30年度 〔限度額〕705,000千円	705,000

(7) 特別会計

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
特別会計		59,044
公共下水道事業特別会計 (補正第1号)	合併処理浄化槽の建設単価等が増加したことに伴う整備費の増など [歳入] 下水道使用料 27,359 国庫補助金 △9,768 府補助金 △347 市債 41,800 [歳出] 下水道事業費 25,335 合併処理浄化槽事業費 33,709	59,044